

6 北計第 9 0 号

令和 7 年 2 月 4 日

別記森林管理署長等 殿

北海道森林管理局長

クマタカ等希少猛禽類が生息する森林の取扱方針について

クマタカ等希少猛禽類は、森林に生息する様々な動物を捕食することから森林の生物多様性の豊かさの指標となる野生動物であり、また、環境改変等の影響を受けやすく国内外を問わず多くの種が減少傾向にあると推定されてきた。そのため北海道森林管理局では、クマタカ及びオオタカの生息する森林について、その取扱いを定めて国有林野における施業上の配慮に取り組んできたところである。

これが定められて以降、クマタカやオオタカの営巣や育雛に関する科学的知見が蓄積されてきたことから、その内容を踏まえて別添のとおり「クマタカ等希少猛禽類が生息する森林の取扱方針」を定めたので、これに基づき適正な施業の推進に万全を期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針について」（平成 19 年 3 月 18 日付け 18 北計第 147 号）は廃止する。

別記

石狩森林管理署長	空知森林管理署長	北空知支署長
胆振東部森林管理署長	日高北部森林管理署長	日高南部森林管理署長
留萌北部森林管理署長	留萌南部森林管理署長	上川北部森林管理署長
宗谷森林管理署長	上川中部森林管理署長	上川南部森林管理署長
網走西部森林管理署長	西紋別支署長	網走中部森林管理署長
網走南部森林管理署長	根釧西部森林管理署長	根釧東部森林管理署長
十勝東部森林管理署長	十勝西部森林管理署長	東大雪支署長
後志森林管理署長	檜山森林管理署長	渡島森林管理署長

第1 目的

猛禽類は、陸上生態系において食物連鎖の頂点に位置する肉食動物として、生物多様性の豊かさの指標となる野生動物であり、近年、環境改変等によりその多くについては生息数の減少が報告されている。

とりわけクマタカについては、主として森林に生息する爬虫類や鳥類、哺乳類を捕食する猛禽類の一種であり、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく「国内希少野生動植物種」に指定されている。

クマタカの生態は、森林伐採等により影響を受ける事例がみられる一方で、採餌環境として、林冠にギャップのある樹高10～20m以上の成熟した森林や、林縁や小面積の疎開地といった比較的開放的な箇所を利用していることが報告されている。このことから、育成単層林等において非営巣期に適切な森林施業を実施することは、クマタカの生息環境の創出に大いに寄与するものと言える。

これらを踏まえ、クマタカの生育する森林における適切な森林施業を確保するため、管内の国有林野におけるこれらの森林の取扱いについて以下のとおり定める。

第2 クマタカに関して留意すべき点

クマタカは、不規則な繁殖形態を持ち、1回の繁殖で1個しか産卵しないなど繁殖力が他の猛禽類と比較しても高くない上、巣立ち以降も長期間にわたって巣外育雛する習性がある。さらに、クマタカは非常に視力の発達した動物であり、視覚、聴覚、人間の気配等に敏感に反応するとともに、営巣木近辺での伐採等の環境変化を嫌う。このため、人為的な影響により繁殖を途中で放棄してしまう事例が多く報告されるなど、個体数を維持・回復させることが非常に難しいことが知られている。

クマタカは、幼鳥の巣立ち後に、営巣木の周囲おおむね500m～1kmの区域において1年程度の巣外育雛を行うとともに、営巣木からおおむね4kmの範囲において行動する傾向がある。また、産卵や巣立ち、巣外育雛等のタイミングは地域及び個体ごとに差異がみられるとともに、これら営巣期は特に人為的な影響に対して過敏になる傾向がある。（別紙1「生活サイクルと人為的な影響に対する反応（月別整理）」参照）

また、繁殖^{つがい}番の行動する範囲では、繁殖^{つがい}番が繁殖に入る前の晩秋から早春において、非繁殖成鳥個体や若齢個体が採餌場として利用しているなど、複数のクマタカが生息している例が見られる。このことから、繁殖^{つがい}番への配慮とともに、非繁殖個体のための十分な採餌環境への配慮が必要となる。

これらを踏まえ、下記のとおり、管内の国有林野において「クマタカの生息する区域」（以下「生息区域」という。）を設定していくとともに、繁殖^{つがい}番及び非繁殖個体への配慮区域とその方法について定める。

以下に記載される距離や時期についてはあくまでも目安であり地形や気候帯によって大きく変化するものである。このことを踏まえ、森林管理署長等は、生息区域の設定及び生息区域内の事業実施に当たっては、生物多様性保全アドバイザーをはじめとする有識者（以下「アドバイザー等」という。）の意見を聴いた上でその内容を決定するものとする。

生息区域

森林管理署長等は、クマタカの営巣や観察結果等によりクマタカが定着していると確認された国有林野の区域を「生息区域」とする。（別紙２「生息区域のイメージ」参照）

第３ クマタカの繁殖^{つがい}番への配慮

繁殖^{つがい}番へ配慮するため、生息区域内の営巣中心域及び緩衝区域を下記１及び２のとおり設定するとともに、事業の取扱いを下記３のとおり定める。

営巣中心域の設定に当たっては、原則として^{つがい}番が使用している営巣木を中心とする。

１ 営巣中心域

（１）設定目的

- ア 良好な営巣場所を提供するため。
- イ 人為による繁殖への影響を避けるため。

（２）設定範囲

営巣期に施業上特に配慮を要する区域として、営巣木（現在営巣（繁殖）に使用している巣を有する樹木：以下同じ。）からおおむね半径 500mの区域を目安とし、尾根、沢等の天然界を目安とする。

２ 緩衝区域

（１）設定目的

- ア 営巣中心域とその周辺環境を含めた、生息に必要な区域を守るため。
- イ 生息環境保持のため。

（２）設定範囲

営巣中心域のバッファーとして、営巣木からおおむね半径 1 k mの区域を目安とし、主要な尾根、沢等の天然界を目安とする。

３ 営巣中心域及び緩衝区域における事業等の取扱い

（１）営巣中心域

- ア 原則として、森林整備事業及び治山事業をはじめとする各種事業（以下「事業」という。）は行わない。
- イ 林道及び森林作業道並びに歩道は、原則として新たに開設しない。

ウ ^{つがい} 番が利用する巣が複数ある場合は、それぞれの巣がある林分の分断化を避ける。

エ 急傾斜地の落葉広葉樹の大径木については、クマタカが太い枝を利用して営巣することが多いため、将来的な営巣木の候補となるようその保全に努める。

オ 営巣期（おおよそ2～8月）は、原則として立入りを控えるとともに、極力騒音や振動の発生防止に努める。

カ 営巣環境を保全するために必要な林況調査や下刈り、間伐等の施業を実施する場合は、アドバイザー等に確認する。

（2）緩衝区域

ア 原則として、営巣期は事業を行わない。

イ クマタカに配慮し、非営巣期であっても一度にまとまった箇所を伐採する行為など規模の大きな事業は原則として実施しない。

ウ 非営巣期に事業を実施する場合は、アドバイザー等に確認しながら実施すること。

4 営巣木の位置が特定できない場合の事業の取扱い

個体の存在が複数回にわたって確認されるものの、営巣木の位置が特定できない場合の事業の取扱いは以下のとおり対応する。

（1）地況林況調査等マニュアルに規定されている「希少野生動植物等観察記録野帳」（以下「観察記録野帳」という。）を森林管理局計画課（以下「計画課」という。）に提出する。

（2）定着又は繁殖している可能性が高い場合

ア その個体が偶発的にその箇所を移動していたというのではなく、営巣行動や求愛行動、交尾行動やペアで縄張りを防衛する行動、当該幼鳥がみられるなど、定着又は繁殖している可能性が高いと判断される場合は、繁殖への影響を避けるため、可能な限り営巣中心域の特定に努め事業の取扱いについて協議する。

イ これらの情報を分析した上で、必要に応じ計画課又はアドバイザー等にその後の対応を相談する。

ウ アドバイザー等への相談の結果だけでは定着や繁殖の有無が判断できない場合は、計画課やアドバイザー等の協力を得つつ、必要に応じて「希少野生生物保護管理対策実施要領の制定について」（平成22年4月9日付け21林国経第63号林野庁長官通知）に基づき現地調査（以下「現地調査」という。）を実施する。

エ 現地調査の結果、近隣に定着している可能性が高いと判断できる場合は、観察記録野帳を計画課に提出し、繁殖への影響を避けるための事業の取扱いについて協議する。

（3）営巣木の確認が困難な場合

営巣斜面が急峻な崖地であったり、接近によって繁殖の中止のおそれが生じたりするなどの理由から営巣木の確認が不可能な場合は、アドバイザー等の意見を基に範囲の絞り込みを行うなどにより営巣中心域の設定に努める。

5 巣はあるが、クマタカが繁殖していない場合の事業

- (1) 巣は確認したが営巣を確認できない場合は、アドバイザー等にその後の取扱いについて相談する。
- (2) この相談の結果により、そのシーズンに営巣に使用するかそうでないかを判断し、営巣していないこと、かつ、その周辺にいないことが確認できた場合は、必ずしもそのシーズンは営巣中心域の設定は必要ない。
- (3) 営巣していないが巣が確認されている樹木については保全に努める。
- (4) 巣が1個発見されるとその周辺にも巣がある可能性が高いので留意する。
- (5) 営巣しているかいないか判断がつかない場合は、次年度に繁殖する可能性も想定されることから、そのシーズンは予防的に営巣中心域を設定する。

6 一般入林者に対する対応

林道や歩道からおおむね 500m の範囲に営巣木がある場合は、以下のとおり対応する。

(1) (非公開)

(2) (非公開)

7 その他

- (1) 営巣中心域では原則として事業は行わないこととし、緩衝区域では原則として非営巣期の事業は行わないこととしているが、防災や緊急時対応のために施工が必要不可欠となった場合には、計画課やアドバイザー等への協力を得つつ、例外的に施工ができることとする。その際、可能な限り非営巣期に実施することとし、営巣木とその林分、及び営巣候補木を保全するよう努める。
- (2) 繁殖の失敗が確認された場合は、アドバイザー等にその後の対応を確認した上、事業実施の是非を判断する。
- (3) 把握した情報は蓄積するとともに、蓄積された資料は、クマタカの保護の観点から、みだりに営巣木を特定されることのないよう十分配慮する。
- (4) 職員がクマタカを目撃した場合は、その旨を記載して観察記録野帳を計画課に提出すること。

第4 クマタカの非繁殖個体への配慮

第3で設定した営巣中心域、緩衝区域から続く区域は、繁殖個体に加え、非繁殖個体の餌場にもなっている。繁殖個体とともに非繁殖個体の採餌環境を確保するため、生息区域内の高利用域を下記1のとおり設定するとともに、事業の取扱いを下記2のとおり定める。

1 高利用域

(1) 設定目的

- ア 餌動物のための良質な生息環境を提供するため。
- イ 好適な採餌環境を提供するため。

(2) 設定範囲

営巣木からおおむね半径 1.5 km の区域又は、クマタカ等希少猛禽類等による継続的な採餌が確認された場所を目安とし、主要な尾根、沢等の天然界を目安とする。

2 高利用域における事業の取扱い

- (1) 規模の大きな事業は、アドバイザー等に確認した上でクマタカへの配慮を行いながら実施する。
- (2) 餌動物、採餌場の保全のための下刈り、間伐などの施業については、アドバイザー等に相談した上で段階的に行う。
- (3) 営巣に適した大径木の育成保全を図るとともに、餌動物の捕食ができるよう間伐や育成単層林から育成複層林への誘導を適切に進める。

第5 その他希少猛禽類生息森林の取扱い

オジロワシ及びイヌワシ等の国内希少野生動植物種に指定されている猛禽類（以下「希少猛禽類」という。）についても、管内の国有林野において営巣が確認された場合やその個体が複数回にわたって確認されるなどの場合は、繁殖の可能性が考えられる。このような場所において、近隣で事業を計画する場合には、アドバイザー等に対応を相談した上で、それぞれの種の生態的特性や営巣期の生活パターンに留意しつつ、本通知に準じた森林の取扱いに心掛けることとし、対象種及びその生息域の保全に努める。

第6 一般の方からの情報提供があった場合の対応

一般の方からクマタカ等希少猛禽類の生息や繁殖について情報提供があった場合は、以下のとおり対応する。（別紙4参照）

- 1 その場で性急に判断することはせず、早急に先方からこれらの情報をできる限り詳細に聴取・分析の上、計画課及びアドバイザー等にその後の対応を相談する。また、観察記録野帳を計画課に提出することとする。
- 2 既に事業着手している箇所の近隣においてクマタカ等希少猛禽類の定着や繁殖がみられるとの通報があった場合、早急に先方からこれらの詳細情報を聴取の上、速やかに計画課に一報する。

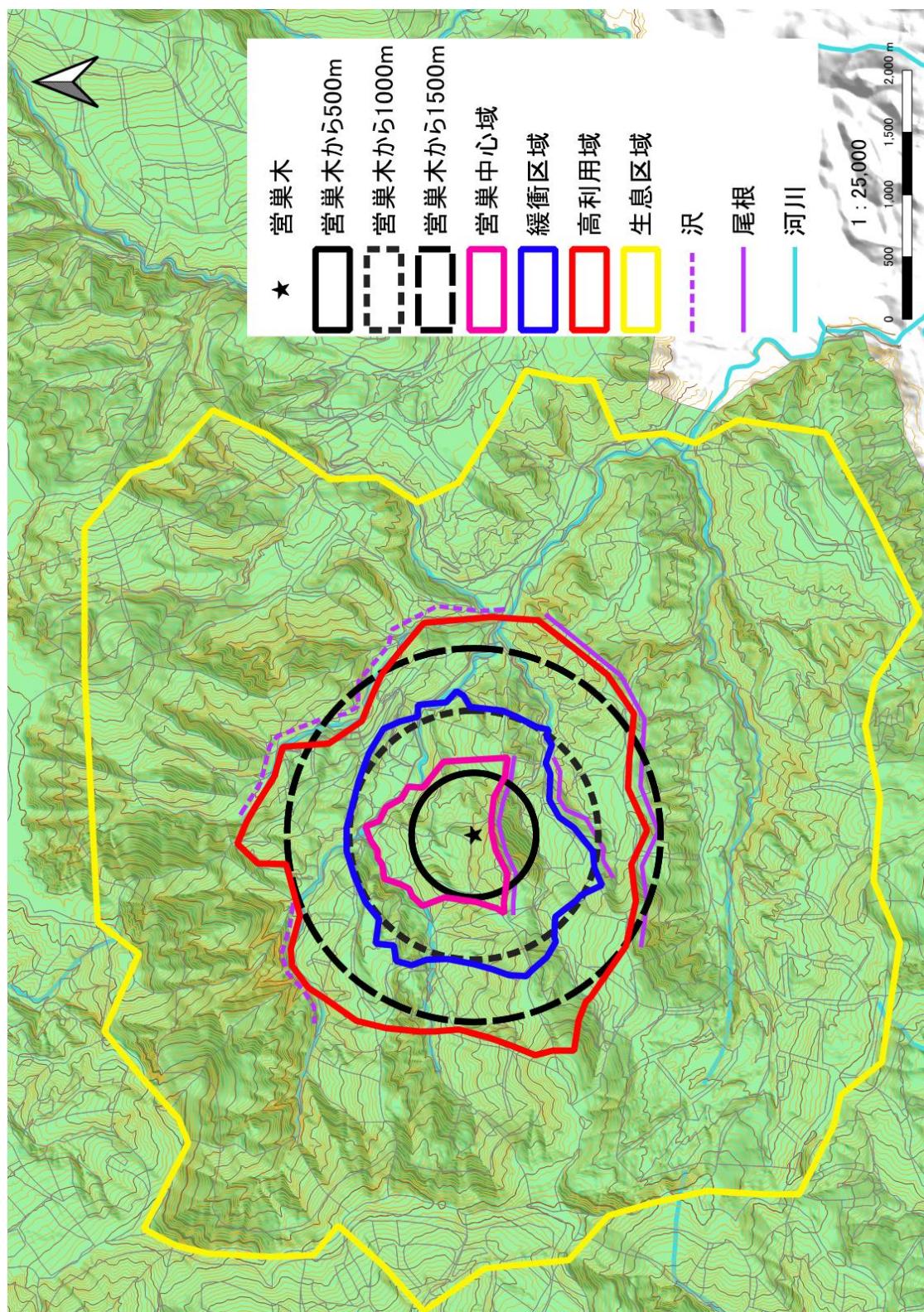
これら寄せられた情報を踏まえ、森林管理署等は、営巣期に成鳥が確認された場合や営巣木が確認された場合、巣立ち後の幼鳥が目撃された場合など、その希少猛禽類が事業実行箇所の近隣に定着している可能性が高いと判断できる場合は、予防的措置として事業を一旦休止させる。同時に、計画課、事業担当課及び該当する森林管理署等の3者で直ちにアドバイザー等にその後の対応について意

見を聴くこととし、その意見を踏まえて、事業を再開するか、実施時期を見直すか、又は、事業内容を見直すかを決定する。

生活サイクルと人為的な影響に対する反応（月別整理）

年・月	1年目												2年目				
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~6月	7~9月	10~1月	2~3月
生活サイクル	求愛・造巢期 抱卵期 巣内育雛期 巣外育雛期																
クマタカへの影響度	大	極大	極大	極大	極大	極大	大	中	小	小	中	大	大				
営巣期	営巣期	営巣期	営巣期	営巣期	営巣期	営巣期	非営巣期	非営巣期	非営巣期	非営巣期	非営巣期	営巣期	営巣期				

生息区域のイメージ



(非公開)

別紙 3

一般の方から情報があつた場合のクマタカ等希猛禽類連絡体制

